

令和 2 年度 第 10 回練馬区介護保険運営協議会 会議要録	
1 日 時	令和 2 年 10 月 26 日 (月) 午後 7 時から午後 8 時まで
2 場 所	練馬区役所 本庁舎 5 階 庁議室
3 出席者	(委員 20 名) 市川会長、井上委員、岩月委員、腰高委員、嶋村委員、関委員、高原委員、 竹中委員、中村 (正) 委員、大羽委員、長谷川委員、林委員、福島委員、山下委員、 中村 (哲) 委員、中迫委員、大嶺委員、石黒 (浩) 委員、齋藤委員、酒井委員 (区幹事 5 名) 高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、介護保険課長、地域医療課長 ほか事務局 3 名
4 傍聴者	5 名
5 議 題	(1) 第 8 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について 答申 (案) について 計画 (素案) の概要について (2) 特別養護老人ホームの整備計画について (3) 都市型軽費老人ホームの開設について (4) 看護小規模多機能型居宅介護事業所等の開設について (5) 高齢者・障害者へのサービス確保に向けた新型コロナウイルス感染症追加対策の 実施について (6) その他
6 資 料	1 次 第 2 委員名簿および座席表 3 資料 1 第 8 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に向けた答申 (案) 4 資料 2 第 8 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (素案) の概要 5 資料 3 特別養護老人ホームの整備計画について 6 資料 4 都市型軽費老人ホームの開設について 7 資料 5 看護小規模多機能型居宅介護事業所等の開設について 8 資料 6 高齢者・障害者へのサービス確保に向けた新型コロナウイルス感染症 追加対策の実施について 〔 参 考 〕 1 練馬の介護保険状況について (8 月分) 2 練馬の介護保険状況について (9 月分)
7 事務局	練馬区 高齢施策担当部 高齢社会対策課 計画係 TEL 03-5984-4584

会議の概要

(会長)

ただ今より第 10 回練馬区介護保険運営協議会を開催する。

本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクを着用の上、間隔を空けて着席いただいている。なお、発言の際にもマスクを着用し、会議中は適宜扉を開放するなど、換気を行うため、協力をお願いしたい。

それでは、委員の出席状況、傍聴者の状況の報告及び配付資料の確認を事務局から願います。

(事務局)

【委員の出欠、傍聴の状況報告、配付資料の確認】

(会長)

それでは、案件(1)第 8 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について、「答申(案)について」を願います。

(高齢社会対策課長)

【資料 1 第 8 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に向けた答申(案)の説明】

(会長)

事前にお手元に届いており、ご検討いただいたと思う。特段のご意見がないようであれば、この答申案を本協議会の答申とさせていただきます。

(特に意見なし)

では、答申とさせていただきます。

続いて、案件(1)第 8 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について、「計画(素案)の概要について」、説明を願います。

(高齢社会対策課長)

【資料 2 第 8 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)の概要の説明】

(会長)

質問、意見等はあるか。

(委員)

第 2 章「区の高齢者を取り巻く現状と課題」の中で認定率のグラフがある。これまではこうした大きな波ではなく、棒グラフの上のほうに比較的なだらかに描いてあった。認定率のアップダウンが激しくみえる。イメージだけの問題で数字が間違っていると言っているのではないが、何か特にこれを強調したいという意味があるのか。グラフから受ける印象と数値が合わないということを申し上げている。

(会長)

何か意図があったのか。

(高齢社会対策課長)

認定率について上下が少し極端に見えるが、数字をご覧いただくと、21.2%から 23%と割合としては大きな動きではない。ご意見を踏まえ、表の数値の取り方、グラフの角度の表現については検討させていただきます。

(会長)

このグラフでは2%だが、2%でもそれだけ増えるのは大きいことだ。その理由等も、どのように意図してこう描いたといった辺りを少しまとめ、従来と変えるなら変えるなりに、もう少しその趣旨を明らかにされたほうが良い。

(委員)

第3章「地域包括ケアシステムの中心となる地域包括支援センターの移転・増設・担当区域の見直し」について、私は春日町・田柄を担当して会をまとめている。もともと春日町と田柄は地域包括支援センターが別々のところになっている。春日町は1丁目から6丁目があるが、現在は春日町で一つのものが、今度は6丁目だけが担当区域から外れて別になる。一つの会として、組織として、共通の問題があったときに話し合いができないということも出てきている。この辺りも考慮していただけないか。

(高齢者支援課長)

本件については、平成30年度に今の地域包括支援センター25か所体制に整えた後、今後のさらなる強化に向けて、増設を計画し、動いているところである。また、ご家族からみると、やはり区立施設のほうが相談しやすく、実際に数値としても相談件数が多いということもあり、区立施設への移転を進めていこうと取り組んでいる。

練馬・光が丘・石神井・大泉の4圏域で動いているが、その4圏域の中でも最初に移転と担当区域の変更に着手しているのが、光が丘圏域である。光が丘6丁目や7丁目を担当している窓口が笹目通りの西側にあり、なかなか相談しづらいとの話があった。この話が実は起点にあり、こちらの窓口を光が丘3丁目の元々は学童クラブのあった施設に移転する。これにより、都営大江戸線の光が丘駅がある通りから北側を担当するエリアと南側を担当するエリアというように、区民の方から見て分かりやすくエリアを敷き直そうということで動いている。その中で、今お話があった春日町6丁目が出てくる。こちらの担当区域については、委員からご指摘いただいたが、民生委員のエリアや町会のエリアと完全に一致させるようなエリア設定は難しいと正直感じている。

そういった中で、なるべく影響のないように考慮したものが今回提案したエリアになる。7月以来、町会や自治会、民生委員の皆様にも説明しながら進めている。地域包括支援センターの動きとしては、複数の町会や民生委員の方々と連携を取りながら対応しているが、今の話を踏まえ、地域で活躍されている民生委員の皆様、そして高齢者・ご家族の方々に影響のない形で対応していきたいと考えている。

(会長)

練馬区には今、単位民児協は幾つあるのか。

(委員)

20地域になる。

(会長)

単位民児協が分断されると、協働が大変になる。そのため、圏域を定めるときには留意してもらいたい。単位民児協が半分はこちらの圏域で、もう半分はこちらの圏域などというと、単位民児協自体の運営に支障が出ると思う。その辺り、留意していただきたいとの委員の意見もある。町会も分断されるなど、圏域を議論すると必ず問題が出てくる。その辺りは丁寧な対応をお願いしたい。

(委員)

関連して、利用者としてもエリアの境目のところでは、自分たちが住んでいる区域で指定されている地域包括支援センターよりも、隣の区域の地域包括支援センターのほうが近いなど、そういうことは多くあると思う。その不満は結構あちこちで聞いたことがある。その際には近くの地域包括支援センターにまず連絡して、それでそちらから連携してもらえれば問題ないとお伝えしているが、もう少し柔軟な対応ができることを練馬区民の方たちに分かっていただければ、もっとより使いやすくなる気がする。その辺りの周知についてお願いしたい。

(高齢者支援課長)

地域包括支援センターについては、担当エリアよりも別のところの方が便利だということはある。やはり、駅方面に向かわれる方は特にそのような声がある。練馬区でも委員から紹介があったように、一般的な相談、最初の相談は便利なところに行っていたらいいということで案内している。ただし、こちらから訪問するとか、ケアプランの関係の相談ということであれば、所管の担当の職員が訪問している。話を受け取ったところから連携して対応している。ご意見をいただいたように、これからも引き続きしっかりと周知をしていきたい。

(会長)

ぜひ留意してもらいたい。

今後、第 8 期計画に関する具体的な案が出てくる。その中で次回、議論が始まると思う。それぞれの関係機関との調整も必要だと思うが、できるだけ早く委員に資料が届くようお願いしたい。

それでは、案件(2)「特別養護老人ホームの整備計画について」の説明をお願いします。

(高齢社会対策課長)

【資料 3 特別養護老人ホームの整備計画についての説明】

(会長)

この案件について、質問、意見等はあるか。

今までの整備計画予定は充足しているということをも、もう一度確認させてほしい。

(高齢社会対策課長)

第 7 期計画で定めた令和 7 年を目標とした整備目標は、800 人分であった。現在の整備予定数は 810 となっている。したがって、第 7 期計画における目標は十分達成しており、目標値を超える整備がされる見込みである。

(会長)

続いて、案件(3)「都市型軽費老人ホームの開設について」の説明をお願いします。

(高齢社会対策課長)

【資料 4 都市型軽費老人ホームの開設についての説明】

(会長)

質問、意見等はあるか。

続いて、案件(4)「看護小規模多機能型居宅介護事業所等の開設について」の説明をお願いします。

(介護保険課長)

【資料 5 看護小規模多機能型居宅介護事業所等の開設についての説明】

(会長)

質問、意見等はあるか。

続いて、案件（５）「高齢者・障害者へのサービス確保に向けた新型コロナウイルス感染症追加対策の実施について」の説明をお願いします。

（高齢社会対策課長）

【資料 6 高齢者・障害者へのサービス確保に向けた新型コロナウイルス感染症追加対策の実施についての説明】

（会長）

このほかに、前回の積み残した案件である、認知症高齢者グループホームに対するPCR検査経費の補助について説明をお願いします。

（介護保険課長）

前回の第 9 回練馬区介護保険運営協議会で、練馬区の高齢者施設の新規入所者のPCR検査経費の補助に関して、認知症高齢者グループホームは対象としていないことについてご意見をいただきました。練馬区としては、東京都が高齢者施設の入所者・職員へのPCR検査の経費補助事業を実施するというので、その動向を注視して検討していく旨をお答えさせていただいた。10月23日に東京都から、高齢者施設については感染が発生した場合に影響が大きい特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院を対象に、PCR検査などの感染症対策を実施した場合の経費を都独自に補助する旨の通知があった。練馬区の補助事業の対象者は新規入所者とする考え方になっているが、練馬区が行っている特別養護老人ホーム・介護老人保健施設の新規入所者のPCR検査の補助は東京都の補助事業と重複することになり、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設は東京都の補助事業を活用できることから、現在、練馬区の補助事業の対象範囲の再検討を行っているところである。前回ご意見をいただいているところもあり、補助対象についてはこれから適切な範囲になるよう検討していく。

（会長）

ご意見の中で、認知症高齢者グループホームはなぜ別なのかという議論が出ていた。これについては今後検討を始めるとのことである。

では、この件を含めて資料 6 に関する質問、意見等はあるか。

（委員）

資料 6 の実施事業の 3 「介護保険施設等職員相互派遣事業」は既に行われているのか。

（高齢社会対策課長）

介護保険施設等職員相互派遣事業は、その内容の覚書、協定案について、各関係団体と文案の調整が終わり、協定書を集めている段階である。各カテゴリーの施設からは参加をいただいているが、予定の全施設がそろった段階で協定を発効させる予定であり、発効までもう少しというところである。

（委員）

一般的な話として、職員の不足が言われている。そのような中で、職員を派遣する余裕のある施設というのは、例えばどういうところか。

（高齢社会対策課長）

委員のご指摘のとおり、職員の配置については、全般として厳しい状況にある。ただ、この協定

については、練馬区には例えば特別養護老人ホームが 32 施設ある。こういったスケールメリットを活かし、各施設 1 名の枠で派遣していただくという形である。もちろんシフトの中で 1 名を派遣することも負担にはなるが、クラスターが発生した施設の事業継続を考えると、相互協力ということで、なるべく最低限の負担で業務継続について支援を行っていきたいと考えている。地域の中で地域を支えるという理念のもとで実施したいということで、各施設についても賛同の旨をいただき、書類の取り交わしを行っているところである。

(委員)

承知した。

(会長)

老人福祉施設協議会も、色々な段階での検討がある。それを併せながら、継続していかなくてはいけない。これはもう待ったなしの問題である。支えていくような仕組みづくりをしていくということでの練馬版が、できているということだ。

聞き逃したかもしれないが、感染予防アドバイザーは何人いるのか。

(高齢社会対策課長)

感染予防アドバイザーについては、現在 7 名のご協力をいただいた。結核予防会結核研究所と日本環境感染学会の 2 団体から、専門家の派遣についてご協力いただいている。

(会長)

比較的リーズナブルな費用で動いてくださるため、良かった。そこまで進められていない自治体が多いが、練馬区はこの段階で実施するということだ。東京都の議論の中でも、感染予防アドバイザーの在り方は議論をせざるを得ないと思っている。全体の動向を見て、これも東京都等に挙げておいてほしい。

では、案件(6)「その他」として、介護保険状況について報告をお願いします。

(介護保険課長)

【参考資料 1 及び 2 練馬の介護保険状況について(8 月分、9 月分)の説明】

(会長)

感染予防対策を取った上で介護サービスの利用者数が盛り返しているようであれば、少しほっとした。新型コロナウイルス感染症により経営ダメージを受け、特に 4 月、5 月に経営が苦しかった事業所があったのは事実だ。それが安定的に維持できて回復基調にあるならば助かるところである。今後、新型コロナウイルス感染症の動向がどのようになるか分からない。小さい事業所に対する配慮も十分していただきたい。

では、最後に高齢施策担当部長より挨拶をお願いします。

(高齢施策担当部長)

本日は、答申を固めていただいた。この答申は、10 月 29 日に会長から区長にお渡しいただく。今回は新型コロナウイルス感染症の関係があり、皆様には大いにご協力いただき、また、会長からも大いにご助言をいただき、今度の第 8 期計画に反映できるようにと考えている。今までと同様に事業が継続できるのか、中身は本当にそれでいいのかというところが、新型コロナウイルス感染症によって大きく変わってくるという状況もある。また、練馬区の財政状況もかなり厳しい。そういった意味で、答申をしっかりと受け止めつつ、来年度から始まる介護保険事業計画に反映ができた

らと思っている。

次回については、計画素案をお示しできればと思っている。また皆様のご意見をお願いしたい。

(会長)

【当日配付資料 新型コロナウイルス時代の地域ケアを考えるトークセッションについての説明】

事務局から、その他に報告はあるか。

(事務局)

【次回の会議日程の確認】

(会長)

以上で、第 10 回練馬区介護保険運営協議会を閉会する。